

三原市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和8年1月23日(金) 午後3時30分
場所 三原市役所3階 会議室304・会議室305・会議室306

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員16名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	—	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	15番	山口 龍子
19番	兼光 一美	18番	井長 哲		

欠席委員

8番 武郷 勝巳

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	東 久喜	22番	宮崎 幸男
23番	池原 幸伸	24番	—	25番	福竹 順二
26番	河本 吉重	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 昭和	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
32番	貞元 義巳	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	—	36番	宮本 洋子	37番	松廣 真治
38番	向井 浩司				

欠席委員

24番 寶田 清隆 35番 廉 賢治

3. 議事録署名人

6番 信藤 延夫 11番 山口 郁恵

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 非農地証明申請について
第5号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後3時30分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は17名中、16名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。なお、16番 武郷委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、6番 信藤委員、11番 山口委員を指名します。

議 長 これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第1号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第5号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議 長 次に、日程第5第5号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをお開きください。
説明の前に議案書の修正をお願いします。資料5の2ページ下段の農用地区域除外理由一覧表の15番について申出者から期日までに資料の提出がなかったため、削除をお願いします。また、15番の削除に伴い合計面積が0.02㎡減少しますので4ページの数値について修正をお願いします。
それでは第5号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。
この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和8年1月14日付け文書番号三農水第1800号にて意見を求めるものです。
先日議案書とともに送付いたしました「資料5」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。除外については、農用地区域除外申出によるもの21件、農業委員会から行われた非農地証明によるもの1件の計22件を記載しております。また、農用地区域編入申出によるもの計1件、農用地区域変更申出によるもの計3件を記載しております。面積は除外申出によるものが、合計で22,557.56㎡、非農地証明によるものが9,315.00㎡、合計で31,872.56㎡、編入申出によるものが合計で657.00㎡、変更申出によるものが合計で539.32㎡となっております。以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料5の農用地区域除外理由一覧表の第9番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。三原地域で1件、1,201.00㎡となっております。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。(他にありませんか。ないようなので)これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員(挙手多数)であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、先ほど審議した案件を除く、資料 5 の残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。地域別では、除外申出によるものが、三原地域で 10 件、9,307.00 ㎡、
本郷地域で 4 件、7,506.00 ㎡、久井地域で 2 件、2,994.00 ㎡、大和地域で 4 件、1,549.56 ㎡
非農地証明によるものが、三原地域で 5,052.00 ㎡、久井地域で 456.00 ㎡、大和地域で 3,807.00
㎡、となっております。

続いて、編入申出によるものが、三原地域で 1 件、657.00 ㎡、変更申出によるものが、本
郷地域で 2 件、143.60 ㎡久井地域で 1 件、196.72 ㎡、大和地域で 1 件 199.00 ㎡となっており
ます。

以上で、第 10 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。(他にありませんか。ないようなので)これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員(挙手多数)であります。
よって、第 5 号議案は全て原案のとおり承認されました。

議 長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第 1 第 1 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 1 件から第 8 件を審議します。
本議案も「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。
はじめに、第 2 件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 第 2 件
について説明します。

第 2 件は、〇〇から宗郷 5 丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町末光〇〇外 3 筆 地目：田
合計 6,698 ㎡について、現在も耕作しており、相手方の要望を受けて譲り受け、引き続き耕作
するものです。

本件は、譲受人が農地所有適格法人の要件に全て適合しており、他の農地法第 3 条の許可要
件も満たしています。

第 2 件の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足
説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
〇〇番委員は、入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて、第1件及び第3件から第8件について審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 引き続き議案書1ページをご覧ください。以後の説明に先立ちまして、申請の取下がありますので説明します。
第1件について、申請者から、申請地の一部に三原市道の区域が含まれていることが判明したことから分筆登記等の整理をすとして、当該申請を一旦取り下げるとの申出がありました。なお、本日配布している農地法関係諸証明事務等についての5ページにその旨を掲載しております。つきましては、議案から削除をお願いします。
それでは説明いたします。
第3件は、〇〇から、沼田東町の〇〇が、沼田東町兩名〇〇 地目：田 132㎡を、居住地から近く、耕作に便利のため、譲り受けて新規就農するものです。
第4件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町惣定〇〇外1筆 地目：田 合計2,049㎡について、居住地から近く、相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。
第5件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町江木〇〇 地目：田 1,659㎡について、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第6件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町篠〇〇外4筆 地目：田4筆、畑1筆 合計9,488㎡について、居住地から近く、相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。
第7件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町大草〇〇外2筆 地目：田 合計2,370㎡について、現在も耕作しており、相手方の要望を受けて譲り受け、引き続き耕作するものです。
第8件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町椋梨〇〇外4筆 地目：田 合計4,344㎡について、居住地及び経営地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
第3件から第8件を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 全員挙手であります。
よって、第1号議案は、第1件を除き原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第2 第2号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書4ページをお開きください。第2号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第1件は、本郷町本郷〇〇外4筆(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇、〇〇-〇〇)について、当初計画者が〇〇及び〇〇を賃借権の設定により農地法第5条の許可を受け、診療所及び駐車場として転用しており、この度、前述の地番に3筆を加え、承継者に所有

権移転することとなりましたが、土地区画整理事業施工中により、地目変更が行えないため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請第3件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第3 第3号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第1件から第3件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページから6ページをご覧ください。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第1件は、〇〇から、〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：田 135㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は駐車場2区画です。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地へ砂利を敷設していることから、始末書を求め、提出されています。

第2件は、〇〇、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇外3筆 地目：田 合計997㎡(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇 合計686.38㎡)について、所有権の移転を受け、建売住宅に転用するもので、内容は、建売住宅4棟、駐車場12区画です。

第3件は、先ほど第2号議案の第1件において事業計画変更をご審議いただいた件で、〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇外4筆 地目：田 合計1,294㎡(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇、〇〇-〇〇 合計1,037.49㎡)について、所有権の移転を受け、診療所及び駐車場に転用するもので、内容は、診療所1棟、駐車場10区画です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第1件が第2種農地、第2件及び第3件が第3種農地です。

許可基準については、第1件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第2件及び第3

件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

農地法第5条の規程による許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います

議 長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第4 第4号議案を上程します。
非農地証明申請について、第1件から第2件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。第4号議案 非農地証明申請について説明いたします。
説明に先立ちまして、申請の取下がありますので説明します。
第1件について、申請者から、申請地の一部にまだ農地性があることが判明したことから、申請地を精査する必要があるとして、当該申請を一旦取り下げるとの申出がありました。なお、本日配布している農地法関係諸証明事務等についての5ページにその旨を掲載しております。つきましては、議案から削除をお願いします。
それでは説明いたします。
第2件は、〇〇から、大和町大草〇〇外5筆 地目：田 合計4,858㎡について、昭和50年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。
申請地の農地区分は、第2種農地です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
第2件を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、第4号議案について、第1件を除き原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 11件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 1件
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
○取下願 2件

事務局 2 その他
○今後の日程
令和8年第2回定例総会 2月25日(水)14時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

令和8年2月25日

閉会 午後4時10分

議長（会長）

議事録署名者

同 上